

令和5年度

第5回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事会議事録

期日 令和6年3月19日（火）

場所 熊本市健康センター新町分室 2階 多目的室

令和5年度 第5回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事会議事録

開催日時 令和6年3月19日(火) 午前10時00分から

開催場所 熊本市健康センター新町分室 2階 多目的室

理事定数 10名 (現在数9名)

出席理事 7名

小山 登代子 鳥崎 一郎 多門 文雄 甲斐 國英 原 清美
園田 孝晴 萱野 晃

欠席理事 2名

中垣内 隆久 加來 克幸

欠員 1名

出席監事 2名

荒木 紀代子 吉井 壮馬

欠席監事 0名

議事録署名人 小山 登代子 荒木 紀代子 吉井 壮馬

議事録作成者 萱野 晃

議 題

- 議案第 1 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 5 年度会計収入支出補正予算について
- 議案第 2 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 6 年度事業計画について
- 議案第 3 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 6 年度会計収入支出予算について
- 議案第 4 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款の変更について
- 議案第 5 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正について
- 議案第 6 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について
- 議案第 7 号 社会福祉法人熊本市社旗福祉協議会養護老人ホーム愉和荘有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について
- 議案第 8 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会無期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について
- 議案第 9 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会再雇用職員等に関する取扱規程の一部改正について
- 議案第 10 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員就業規則の一部改正について
- 議案第 11 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会事務分掌規程の一部改正について
- 議案第 12 号 法人の設置経営する施設の長及び重要な職員の選任について
- 議案第 13 号 役員等賠償責任保険に係る保険契約の内容について
- 議案第 14 号 令和 5 年度第 3 回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について

※各議題における特別の利害関係 無し

報 告

- 報告第 1 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の職務執行状況報告について
- 報告第 2 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況報告について

《議事の経過とその要旨》

松下総務課長より開会宣言。 小山 登代子 会長挨拶の後、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第30条第1項の規定により議長を選出。 萱野 晃 常務理事より 小山 登代子 会長を議長にとの提案があり、小山 登代子 会長が議長に就任した。

議長は、早速、事務局に出席者の報告を求めたところ、事務局より定数10名（現在数9名中）、出席者7名、欠席者2名であり、定款第31条第1項の規定により理事会が成立する報告がなされた。続けて、議長は、定款第32条第2項の規定により、荒木 紀代子 監事、吉井 壮馬 監事を議事録署名人に指名し、直ちに議事の審議に入った。

議長 それでは、これより議事に入ります。議案第1号社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和5年度会計収入支出補正予算について事務局より説明をお願いします。

総務課長 【議案第1号 令和5年度 会計収入支出補正予算書（別添資料1）に基づき事務局説明】

議長 ただいま、事務局から説明がありました。何か質疑はございますか。

鳥崎理事 第3回理事会でご説明されているかもしれませんが、租税公課支出の消費税納入にあたり、延滞税はどれほどになるのでしょうか。

総務課長 延滞税については、当補正予算書には記載してございません。今年度中に修正申告額を納付すると延滞税額が確定する予定でございます。延滞税額については、令和6年度予算で計上させていただいておりますが、約600万円を見込んでいます。

鳥崎理事 私がうかがい知るところでは、消費税の取扱いについて解釈の齟齬があったかと思えますけれども、当事案について会計事務所が誤っていたのか熊本市社協側が誤っていたのかお尋ねしたい。

総務課長 消費税については、顧問契約をしている会計事務所に計算等をお願いしているところです。熊本市からの受託事業がどのような経緯で受託となっているのか調査を進めていくうえで、各事業が非課税なのか課税なのか判断しておりました。この判断にあたっては、会計事務所との協議において非課税としていたものが、税務署からの調査にて疑義が生じ、最終的に課税対象となった経緯がございます。ただ、会計事務所の判断が単純に誤っていたということではなく、社協には様々な受託事業があり、国の補助金が紐づいているなど判断が難しいものもありますので、解釈に齟齬が生じたものでございます。

(その他質疑・意見等なし)

議 長

他にご質疑がなければ採決いたします。
議案第1号について、ご同意いただける方は、挙手をお願いいたします。

(同意理事挙手)

議 長

ありがとうございます。
全会一致でございますので、議案第1号は、原案通り同意されました。

議 長

それでは次に議案第2号に入りますが、議案第2号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和6年度事業計画についてと議案第3号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和6年度会計収入支出予算については関連がございますので、一括してご審議いただいでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局長
地域福祉部長
生活支援部長
総務部長
総務課長

【議案第2号～議案3号 事業計画書(資料2)、資金収支予算書概要(説明資料)、資料3-1及び資料3-2に基づき事務局説明】

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

鳥崎理事

生活困窮者自立相談支援事業については、市内3ヶ所にセンターを設置し業務にあたっていたわけですが、次年度以降について受託することができなかつた要因についてどのようなことが考えられますか。

生活支援部長

生活困窮者自立相談支援事業は、1年ごとの委託契約でしたが、令和6年度から3ヶ年の委託ということで、今年1月にプロポーザルが行われました。今回の結果については、私も含めて残念に思っております。社協だから地域関係団体とのネットワークを活かした事業展開ができるということで臨んで参りましたが、このような結果となつた要因については大きく3点挙げられます。

1点目は、職員体制整備ができなかつたことです。これは、長期にわたり相談員を配置できなかつたことが挙げられます。

2点目として、人材育成を図ることができなかつたことです。これは相談員の資質向上が図れなかつたということです。

3点目として、社協法人全体として具体的な取組みが示せなかったことです。3年間の中長期的なビジョンが不明瞭であったことではないかと検証しております。

生活困窮者自立相談支援事業というのは、社協の根幹に関わることだと考えておりますので、3年後に再受託を目指すということであれば、社協一丸となってこれについて取り組んでいかなければならないと思っております。また、社協単体ではできないということも分かって参りましたので、地域の民間事業者と協働あるいはジョイントしまして事業に取り組んでいく必要があると感じているところではございます。

多門理事

事業計画書1ページ基本方針の(3)介護保険事業部門のところで、介護保険事業（訪問介護事業・居宅介護支援事業・認定調査事務受託事業）の一体的な事業運営を推進するとともに、効率的な組織体制を構築し安定した収入確保に努めて参りますとの記載については、私は逐年思っており質問していたところです。認定調査事務受託事業というのは、受託事業ですので1件あたりの単価が決められ市から委託費をいただいております。また、居宅介護支援事業も1名あたり1万数千円と定められておりますので、利用人数で報酬が決まっております。訪問介護事業というのは、居宅に出向いて介護サービスを提供しただけ収入を得るものです。ここで、事業計画書に記載の一体的な事業運営についてご説明いただきたいのですが、居宅介護支援事業と認定調査事務受託事業は、会計上は分けて報告されておりますが、組織図では同じ班となっております。民間事業者によっては、それぞれ単体事業としてオーナーがおり、事業収支を見ながら経営がうまくいかないところは潰れております。そこで一体的な事業運営についてご回答いただきたい。

総務部長

一体的というのは、介護保険事業として取り組んでいるという意味合いです。社協によっては、訪問介護事業を廃止しているところもございます。しかし、収支だけで廃止というわけにも参りません。私どもとしては、植木地区を主として3事業を行っておりますが、居宅介護支援事業と認定調査事務受託事業を合わせた介護保険事業トータルで650万円の黒字が出ているとしなければ、訪問介護事業単体で黒字経営のところは、サービス提供が収支に見合うケースしか受けておられない状況も見聞きします。私どもとしては、収支だけではなく困難ケースも受けております。そういったご利用者を切り捨てるとというのは、社協としては良くないということで、若干の赤字は出ますがその部分については、居宅介護支援事業と認定調査事務受託事業でカバーしていくというのが一体的な経営だと思っております。

そして、認定調査事務受託事業は、居宅介護支援事業を持っていなければ受託できませんので居宅介護支援班としております。ただ、会計においては別にしておかないと厳しいものですから区別しております。先ほどご意見いただきましたが、居宅介護支援事業と認定調査事務受託事業については、件数が多くなるほど収入増となりますが、訪問介護事業については、サービス提供を行っても収入増となるものではございません。重度要介護者は施設系や通所系サービスの利用が増える傾向にあります。また、ほかの社会福祉法人とは違い、私どもでは特別養護老人ホームな

ど介護保険施設を持っておりません。施設サービスがあれば、全体的に収支をみるのですが、私どもでは訪問介護事業しかございませんので厳しいのが現状です。

例えば、デイサービス週1回利用とヘルパーを2時間利用するのではサービス利用額が変わりません。介護度の高い人は、ヘルパーを2時間利用するよりもデイサービスで1日ゆっくりしてもらいたいというのが家族の心情としてもあるのではないのでしょうか。現在、植木地区には21ヶ所のデイサービスがございまして、厳しい状況ではございます。また、要支援者については総合事業となりますが、引き受ける事業所がどこもございません。収支が見合わないからです。しかし、社協はそう言ってもおられませんので、カバーしながら受けております。要支援者もいつかは要介護者となり、本会の訪問介護事業所を利用してくださるだろうと思っておりましたが、先ほど申しましたとおりデイサービスに行かれています状況でございます。ケアプランを見直すことにより“ともに”をつけるとサービス単価が上がりますので、そのようなことも含めて収支改善を図るため、ケアマネジャーとの連携を進めております。今年度の介護報酬単価がマイナス改定となり更に厳しい状況が予想されますが、ここを凌いでいくことが山場だと思っております。

多門理事

居宅介護支援事業と認定調査事務受託事業は、規則上同じ取扱いにしなければならないと受け止めました。訪問介護事業というのは北区には41社ございます。先ほどデイサービスという話をされましたけれども、社協がデイサービスで儲けようというのは無理です。私は初めから反対でした。理事はもう少し考えていただきたい。デイサービスは、病院や施設が母体であるところは上手くいっております。サービス付き高齢者向け住宅では、20名住まわせているとヘルパーは移動時間が要らないのです。1日7～8件サービス提供すれば終わります。

稼働時間について書類を確認しておりましたら、7時間45分という数字が出てきましたが、通常、早出と遅出に分け、朝8時ぐらいから夕方18時か18時30分まで稼働する事業所が大部分です。ここで質問ですが、社協の訪問介護事業の稼働時間を教えてください。

また、昨年開催の理事会で居宅介護支援事業所のサービス提供範囲を旧植木町、小糸山町、改寄町から熊本市及び隣接する市町とすると改正されました。私は合併当初から市内一円と思っていたところです。このように事業内容についてしっかりご検討いただき改善願いたい。介護部門では営業活動を行い、どれだけ利用者を獲得するのが良い運営につながるわけです。これまで申したことを勘案すれば、先ほどのご説明には納得いたしません。

総務部長

ご存知とは思っておりましたが、ケアマネジャーは営業活動をすることはできませんのでご理解ください。また、訪問介護事業所では8時から18時30分までは稼働しております。それから、サービス付き高齢者向け住宅で訪問介護を利用すれば移動時間が少ないとのことでしたが減算対象にもなります。ですので、そのようなことは行っておりません。

議 長

貴重なご意見として賜りまして、今後検討して参ります。
他にご質問はございませんか。

鳥崎理事

令和6年度 資金収支予算書概要(説明資料)について、生活困窮者自立相談支援事業が受託できなくなったことで7,630万円の収入減となっております。かなり大きな額ですが、この事業で雇用された嘱託職員の方々はどのようになるのか心配しました。この嘱託職員は生活福祉資金事務受託(特例貸付)事業で働いていただくことになるのでしょうか。

総務部長

生活困窮者自立相談支援事業で雇用契約をした嘱託職員さんとは、一旦、雇用契約解除する旨を通知をいたしました。それから、令和6年度よりコロナ特例貸付相談支援センターを新たに作りますので、その業務内容での募集を行いました。そうしたところ4名の応募がありました。1名は他の事業所へ就職、その他の方は応募されませんでしたので求職される模様です。ですので、4名の方については、先日面接を行い、引き続き本会との雇用契約を結ぶ予定です。

鳥崎理事

承知いたしました。それから、生活福祉資金事務受託(特例貸付)事業というのは、新型コロナウイルス感染症が落ち着いてきており、返済免除や返済猶予などのフェーズに入っていると思いますが、そのような事務を受託するというのでしょうか。

生活支援部長

お察しのとおりでございます。ただいま、県内で債権数が25,000件ほどございます。そのなかの50%以上である13,000件以上が熊本市居住者の債権ということでございます。そのうち9,000件が返済免除になってございます。これから対応ができない方であるとか連絡がつかない方に対し、電話や訪問をするなどアウトリーチをかけて相談支援業務を行っていくということです。複合的な課題を抱えておられる方への支援ということでこの業務を令和6年度から令和16年度までの11年間の委託を県社協から受けることとなっております。

鳥崎理事

残っている債権については困難事例が多いと思います。その業務にあたる職員はどのような職位にある方でしょうか。嘱託職員であるとか分かれる範囲でご回答をお願いします。

総務部長

先ほど説明いたしました4名のなかで、新型コロナウイルス特例貸付の申請段階から携わっている職員が2名おります。また、1名は市役所関係で債権管理のご経験がおありの方です。6名の募集に対しあと2名の応募がない状況ですので、4名でスタートとなりますが、少しずつ体制を整えながら取り組んでいければと思っております。専門的な知識を有する方として、求人を出しても応募がないものですから、市役所OBや福祉分野での経験がある方などターゲットを絞っていかなければ厳しいと感じているところです。ハローワークと連携しながら募集に努めて参ります。

鳥崎理事

当事業は、1億3千万の委託費ですが、詳細を見るとそのうち9千万ぐらいが予備費で計上されておりますが、1年目において9千万は使わないということなのでしょうか。

総務課長

特例貸付償還業務の財源については、県社協からの受託金という形で入ってきますが、そもそもこの財源は国からの補助金になっております。先ほど、生活支援部長の説明にもありましたが10年間スパンの事業でありますので、事業受託が終了となり、その時点での残額については、補助金返還という形になります。債権数もアウトリーチをかけながら減っていく可能性もございます。受託金は債権1件あたりいくらという算定基礎となっておりますので、少しずつ減少していくという予測を立てております。ですので、無駄遣いをせず最終的に10年後まで保てるように管理して参りたいと思います。

多門理事

事業計画5ページについて、(5)ボランティア活動の推進というところがございまして、主な取組事業として、ボランティアの派遣という記載がございます。私も、昨年9月にカドリードミニオンに行くため、希望荘のバスを使用して日帰り旅行を企画した際、市社協ボランティアセンターにボランティア派遣を依頼したのですが、5名お願いしたところ2名しか派遣いただけませんでした。コロナ前は5名出していただけっていたのですが、コロナ禍で活動ができていなかったとも思いましたが、現在はどのようになっているのでしょうか。また、主な取組事業についても、今日から始める問題ばかり記載してございます。ご説明いただきたい。

地域福祉部長

ご質問のありました昨年9月のボランティア派遣依頼の件については、詳細を把握しておらず大変申し訳ございませんでした。今後はそのようなことのないようボランティア派遣依頼については徹底していきたいと思っております。

先ほどは、新規事業を重点的にご説明したのですが、従来のボランティアセンター事業は行っております。ただ、コロナ禍により近年は活動ができておりませんでした。昨年からは少しずつボランティア依頼が増えている状況がございまして、マッチングが上手くいっていないのは事実でございます。今後、そのようなことがないよう取り組んでいきたいと思っております。それから、色々な施設、事業所、放課後等デイサービスなどからも要請がっております。すでに38件の依頼がっており、2月末時点で実際に派遣したのは26件となっております。

多門理事

善意銀行へ昨年11月にボランティアを依頼したら、受付けておりませんということでした。ですから、善意銀行でもコロナの影響がっており、そのような意味では社協がしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

次に、令和6年度 資金収支予算書概要(説明資料)について、1ページの最下段に何故、前年度繰越金の記載がないかと思いました。私どもの団体では予算に必ず繰越金が入っております。それから、市役所が取り扱っている人権協の1,100万円ほどの予算についても、前年度繰越金の記載があります。繰越金があったらその

分を差し引き、市役所が負担金として 1,100 万円になるようにしております。ご提出の資料を拝見しますと、社協独自のものかもしれませんが、昨年度繰越金が 2 億 8 千万ほどあるはずですが、予算書には出てきておりません。どのような取扱いになっているのかご説明いただきたい。

総務課長

社協の予算については、行政とは違い企業会計を準用しております。企業会計の考え方としては、単年度収入に対して単年度支出の同額を計上するといったものです。要するに、差額が出るとその分が収益になるという考え方がございます。ですので、社会福祉法人の会計については、企業会計と単式簿記を交えたような会計書式になっておりますので、予算については、単年度収入に対する単年度支出の同額を計上し、決算においては必ず繰越金という形で計上いたします。ですので、予算上では繰越金というのはあてにしないで予算を立てようというものです。ただ、予算上どうしても収入が足りない場合には、前年度の繰越金を充当させていただく場合がありますので、その場合は計上となっておりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

鳥崎理事

事業計画書に第 5 次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定という記載があり、今後 5 ヶ年の計画を作るということとなりますが、これに 70 万円しか受託額がついていないことは如何かと思いました。そして、支出経費のほとんどが印刷製本費となっております。この計画を策定するプロセスに予算が計上されていないというのは、どういうことなのかと思いました。

また、第 4 次計画策定の際も熊本市校区社協連絡協議会へは何も連絡・相談はなかったのですが、完成した計画には、校区社協の役割となる記載が多々ありました。これは市社協の内部で策定すればそれで良いものなののでしょうか。できましたら、関連団体へご相談して策定いただけないかという要望です。

議 長

ご要望とのことですが。それでは他にご質疑がなければ採決いたします。
議案第 2 号及び議案第 3 号にご同意いただける方は、挙手をお願いいたします。

(同意理事挙手)

議 長

全会一致でございますので、議案第 2 号及び議案第 3 号について、同意されました。

議 長

それでは、次に議案第 4 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款の変更について事務局より説明をお願いします。

総務部長

【議案第 4 号 議案書 7 ページに基づき事務局説明】

議 長

ただいま、事務局より説明がありました。何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長

ご質疑がなければ採決いたします。
議案第4号をご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(承認理事挙手)

議 長

全会一致でございますので、議案第4号は承認されました。
尚、議案第1号～議案第4号については、評議員会へ提出させていただきます。

議 長

それでは、次に議案第5号に入りますけれども、議案第5号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正についてから議案第11号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会事務分掌規程の一部改正についてまでは、諸規程の一部改正でございますので、一括してご審議いただいでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長

それでは、事務局より説明をお願いします。

総務部長

【議案第5号～第11号 議案書8～19ページに基づき事務局説明】

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

甲斐理事

議案書9ページの資格手当一覧表に主任介護支援専門員とありますが、資格なので主任がつくのはおかしいと思いました。主任というのは役職だと思います。主任介護支援専門員という資格は存在するのですか。

総務部長

介護支援専門員の上に主任介護支援専門員というのがあります。主任介護支援専門員を持っていると加算がつきます。

甲斐理事

主任介護支援専門員という資格が存在するということですね。

総務部長

ございます。

多門理事

期末手当と勤勉手当の支給時期はいつでしょうか。

総務部長

支給日は、6月30日と12月10日でございます。同時に支給いたします。

多門理事 議案第10号において、育児休業等については、満1年に達しない子に1日2回
おのおの30分というのは授乳ですか。内容をご回答ください。

総務部長 授乳でございます。

多門理事 1日2回ということは、赤ちゃんはどこにいるの。

総務部長 保育園にいる時です。授乳して出勤するという事で各々30分ということ
です。ただ、1年未満であれば基本的に育児休業が取れますので、ほとんど取られる方
は少ないのですが、時折、早期に職場復帰される方がおりますので、その方々のため
に定めておりますが、あまり利用される方はおられません。ただ、社労士からの指
摘があり、生後満2年から生後満1年達しない子を育てる場合と改めるものでござ
います。

議 長 指摘を受け改正したということでございます。
他にご質疑がなければ採決いたします。議案第5号から議案第11号をご承認い
ただける方は、挙手をお願いいたします。

(承認理事挙手)

議 長 全会一致でございますので、議案第5号から議案第11号は承認されました。

議 長 それでは次に、議案第12号 法人の設置経営する施設の長及び重要な職員の選
任について事務局より説明をお願いします。

総務部長 【議案第12号 議案書20ページおよび養護老人ホーム愉和荘施設長候補者
(別添資料)に基づき事務局説明】

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長 ご質疑がなければ採決いたします。
議案第12号について選任してよろしい方は、挙手をお願いいたします。

(承認理事挙手)

議 長 全会一致でございますので、議案第12号は選任されました。

議 長 それでは次に、議案第13号 役員等賠償責任保険に係る保険契約の内容について事務局より説明をお願いします。

総務部長 【議案第13号 議案書21～22ページに基づき事務局説明】

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長 ご質疑がなければ採決いたします。
議案第13号をご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(承認理事挙手)

議 長 全会一致でございますので、議案第13号は承認されました。

議 長 それでは次に、議案第14号 令和5年度 第3回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について事務局より説明をお願いします。

【議案第14号 議案書23～24ページに基づき事務局説明】

議 長 ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑応答)

議 長 ご質疑がなければ採決いたします。
議案第14号をご承認いただける方は挙手をお願いいたします。

(承認理事挙手)

議 長 全会一致でございますので、議案第14号については、承認されました。

議 長 それでは、次に報告でございます。
まず、報告第1号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の職務執行状況報告についてご報告させていただきます。

小山会長 【報告第1号 議案書25ページに基づき小山会長報告】

議 長 ただいま、ご報告させていただきましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長

それでは次に、報告第2号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況報告について萱野常務理事よりご報告をお願いいたします。

萱野常務理事

【報告第2号 議案書26～27ページに基づき萱野常務理事報告】

議 長

ただいま、萱野常務理事よりご報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長

それでは、次にその他でございます。
まず、理事の皆様からその他ご意見などございませんでしょうか。

(原理事、園田理事より諸連絡等)

議 長

他にないようでしたら、事務局より何かございますか。

(連絡事項等なし)

議 長

他にございませんようでしたら、これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(議長退席)

司 会

小山会長には議長をお務めいただきありがとうございました。
以上をもちまして、令和5年度 第5回理事会を閉会いたします。
本日はありがとうございました。